

無鄰菴条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第13号

無鄰菴条例施行規則の一部を改正する規則

無鄰菴条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例施行規則

第1条の見出しを「(入場受付時間)」に改め、同条本文中「の受付時間」を「及び岩倉具視幽棲旧宅の入場受付時間」に改める。

第2条の見出し中「入園料」を「入場料」に改め、同条中「無鄰菴条例」を「京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例」に、「入園料は、入園券」を「入場料は、入場券」に改める。

第7条の見出し中「入園料等」を「入場料等」に改め、同条中「入園料」を「入場料」に改める。

第9条の見出し中「入園券」を「入場券」に改め、同条中「入園券は、入園」を「入場券は、入場」に改める。

第1号様式(表面)備考以外の部分中「入園券」を「入場券」に改め、同様式(裏面)中「入園」を「入場」に改め、同様式を同様式1 無鄰菴用とし、同様式に次のように加える。

2 岩倉具視幽棲旧宅用

(表面)

岩倉具視幽棲旧宅 円	入 場 券  岩倉具視幽棲旧宅
---------------	-----------------------

備考 図案色刷りとする。

(裏面)

<p>1 この券は、1枚につき1人、 発売の日に限り、有効です。</p> <p>2 この券は、入場の際、改札を 受けてください。</p> <p>3 既納の料金の払戻しは、致し ません。</p>	
--	--

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「無鄰菴条例」を「京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

( 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 )